

国立競技場運営事業等

基本協定書（案）

2024年●月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

【代表企業】

【構成企業】

【構成企業】

目次

第1条（目的及び解釈）	1
第2条（当事者の義務）	3
第3条（SPCの設立）	3
第4条（株式の譲渡）	3
第5条（実施契約の締結）	5
第6条（運営権の設定）	5
第7条（業務の委託等）	5
第8条（準備行為）	5
第9条（談合その他の不正行為による実施契約の不締結等）	6
第10条（暴力団排除に係る実施契約の不締結等）	7
第11条（実施契約不調の場合の処理）	8
第12条（代表企業の責任）	9
第13条（秘密保持）	9
第14条（協定の変更）	9
第15条（有効期間）	10
第16条（疑義に関する協議）	10
第17条（準拠法及び管轄裁判所）	10

別紙1 出資者保証書

別紙2 誓約書

国立競技場運営事業等（以下「本事業」という。）に関し、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「甲」という。）と【代表企業】、【構成企業】及び【構成企業】から構成される【コンソーシアム名】（以下、個別に又は総称して「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条（目的及び解釈）

- 1 本基本協定は、本事業に関して甲が実施した公募手続において乙が優先交渉者として決定されたことを確認し、甲と乙の設立する SPC との間において、本事業に関し、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本事業の実施に関する公共施設等運営権実施契約を締結することに向けて、甲及び乙の義務を定めるものとする。
- 2 本基本協定において用いられる用語は、次の各号に掲げるもの及び本文中において特に明示されているものを除き、募集要項において定められた定義と同義とする。
 - (1) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
 - (2) 「SPC」とは、本事業を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
 - (3) 「運営開始日」とは、第 6 条第 2 項の定めに従って運営権の効力が発生する日をいい、募集要項における事業開始日と同じ意味を有する。
 - (4) 「運営開始予定日」とは、2025 年 4 月 1 日をいう。
 - (5) 「運営権」とは、運営権設定対象施設に対して設定される PFI 法第 2 条第 7 項に定義される公共施設等運営権をいう。
 - (6) 「会社更生法」とは、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）をいう。
 - (7) 「各業務」とは、実施契約に定める本事業に係る業務を個別に又は総称していう。
 - (8) 「完全無議決権株式」とは、SPC の発行する株式で、議決権株式に該当しない株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。ただし、会社法第 108 条第 1 項第 8 号又は第 9 号に掲げる事項についての定めがある株式を除く。
 - (9) 「議決権株式」とは、SPC の発行する株式で、一定の条件で議決権を有することとなる株式及び取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む議決権を有する株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。
 - (10) 「業務委託契約」とは、SPC 及び業務委託先との間で締結される各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。

- (11) 「業務委託先」とは、各業務の全部又は一部を SPC から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業、その他第三者をいう。
- (12) 「刑法」とは、刑法（明治 40 年法律第 45 号）をいう。
- (13) 「構成企業」とは、SPC の議決権株式を保有する法人等をいい、本基本協定締結時点では【代表企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】をいう。
- (14) 「事業提案書」とは、乙が●年●月●日付けで甲に提出した本事業の実施に係る事業提案書一式をいう。
- (15) 「実施契約」とは、本事業の実施に関し、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき甲と SPC との間で締結される国立競技場運営事業等公共施設等運営権実施契約をいう。
- (16) 「準備行為」とは、乙自らの費用及び責任において行う、本事業の実施に関して合理的に必要な準備に係る行為をいう。
- (17) 「代表企業」とは、構成企業のうち、乙を代表して応募手続を行う法人等又は第 4 条第 7 項ただし書きに基づく変更後の法人等をいい、本基本協定締結時点では【代表企業名】をいう。
- (18) 「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）をいう。
- (19) 「法人等」とは、法人又は団体をいう。
- (20) 「暴力団」とは、暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (21) 「暴力団員」とは、暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (22) 「暴力団員等」とは、暴力団員及び暴力団関係者を総称していう。
- (23) 「暴力団対策法」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）をいう。
- (24) 「暴力団関係者」とは、暴力団員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (25) 「募集要項」とは、甲が 2023 年[●]月[●]日付けで公表した国立競技場運営事業等募集要項（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (26) 「募集要項等」とは、募集要項並びにその添付書類及び補足資料（参考資料集を除く。）並びに甲のホームページへの掲載、その他適宜の方法により公表した質問回答その他これらに関して甲が発出した書類（国立競技場運営事業等基本協定書（案）、国立競技場運営事業等公共施設等運営権実施契約書（案）及び国立競技場運営事業等業務要求水準書（案）を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (27) 「本競技場」とは、要求水準書に定める国立競技場をいう。
- (28) 「民事再生法」とは、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）をいう。
- (29) 「役員等」とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業

所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。

- (30) 「要求水準書」とは、国立競技場運営事業等業務要求水準書（その後の修正を含む。）をいう。
- 3 本基本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本基本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
 - 4 本基本協定で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本基本協定に適用される。

第2条（当事者の義務）

甲及び乙は、本事業に関する甲と SPC との間での運営権の設定及び実施契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

第3条（SPC の設立）

- 1 乙は、本基本協定締結後、遅滞なく、実施契約の締結までに、募集要項等及び事業提案書に基づき、SPC を日本国内に設立し、その定款の写し、履歴事項全部証明書及び印鑑証明書を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、SPC を設立した後速やかに、別紙1（出資者保証書）の様式及び内容の出資者保証書を作成して甲に提出する。また、乙は、乙以外の者に SPC の完全無議決権株式を発行する場合、SPC を設立した後速やかに、SPC の完全無議決権株式を当初取得する乙以外の者から、別紙2（誓約書）の様式及び内容の誓約書を徴求して甲に提出する。
- 3 SPC の設立時において、構成企業のすべては SPC へ出資するものとし、SPC の議決権株式を保有する者は構成企業のみとしなければならない。また、SPC の設立時から本事業終了の日までの間、代表企業による SPC の議決権株式の保有割合は、SPC の議決権株式を保有するすべての者の中で最大でなければならない。

第4条（株式の譲渡）

- 1 構成企業は、保有する SPC の議決権株式の譲渡、担保権設定その他の処分を行う場合、事前に書面による甲の承認を得なければならない。ただし、他の構成企業に対して議決権株式の一部を譲渡する場合を除く。なお、SPC の議決権株式を新たに発行する場合、SPC が甲の事前の承認を受ける義務を実施契約に定めるものとする。
- 2 乙は、保有する完全無議決権株式について、譲渡、担保権設定その他の処分を行うことができる。
- 3 前二項の譲渡の際の譲受人は、次の各号に掲げる条件（完全無議決権株式の譲

受人については、次に掲げる条件のうち第(2)号を除く条件。以下本条において同じ。)をすべて満たすことを要し、乙は、自らがかかる譲渡を行う場合には譲受人に係る当該条件を遵守する。なお、乙は、乙以外の者がかかる譲渡を行う場合については、本項と同様の譲渡先の制限に関する SPC の義務を実施契約に定めるものとする。

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 直近の全省庁統一の競争参加資格において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (3) PFI 法第9条に定めのある特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等に対し排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに甲において示す「誓約書」に誓約できる者であること。
- (6) 国税を滞納している者でないこと。

4 第1項第1文の承認にあたり、甲は、当該譲渡が運営開始日の3年後の応当日を経過した日以後に実行され、当該議決権株式の譲受人が前項の各条件及び当該議決権株式を保有する構成企業と同等の資格要件、実績要件その他募集要項等に定める要件を満たし、かつ、当該譲渡が SPC の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該譲渡を承認するものとする。

5 構成企業は、甲の承認を得てその保有する SPC の議決権株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受予定者及び構成企業との連名で、別紙1（出資者保証書）の様式及び内容の出資者保証書を事前に甲に提出するものとし、SPC が、当該譲渡を行う予定の者に対し、第3項に掲げる条件を満たした上で譲渡を行うことを誓約させるとともに、甲が必要とする譲渡先等の情報を報告する義務を実施契約に定めるものとする。

6 乙又は乙以外の者がその保有する SPC の完全無議決権株式を譲渡する場合、SPC が、かかる譲渡を行う予定の者をして、その譲受予定者から、別紙2（誓約書）の様式及び内容の誓約書を徴求の上、事前に甲に提出させるものとし、また、第3項に掲げる条件を満たした上で譲渡を行っていることを誓約させるとともに、甲が必要とする譲渡先等の情報を報告する義務を実施契約に定めるものとする。

7 前各項の規定にかかわらず、代表企業を変更することはできない。ただし、運

営開始日（運営開始予定日を予定する。）以降に、変更後の代表企業が変更前の代表企業と同等の資格要件、実績要件その他募集要項等に定める要件を満たし、かつ、当該変更が SPC の事業実施の継続を阻害しないと甲が判断した上で事前に書面で承認した場合を除く。

第5条（実施契約の締結）

- 1 甲及び乙は、実施契約の締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。
- 2 乙は、実施契約の締結に関する協議にあたっては、甲の要望を尊重する。

第6条（運営権の設定）

- 1 甲は、第3条に定める SPC の設立後速やかに、実施契約、募集要項等、要求水準書及び事業提案書に基づき、本事業の開始に向けた手続きが円滑に進捗していることを条件として、本施設等に対し、PFI 法第 19 条に基づき運営権を設定するものとする。
- 2 前項に基づき設定された運営権は、実施契約で別途定める効力発生要件が充足されることを停止条件としてその効力が発生するものとする。
- 3 第1項に定める運営権を設定したときは、甲は、SPC に対し、運営権設定書を交付する。この場合、乙は、SPC をして、SPC の費用により、PFI 法第 27 条に基づく運営権の登録に必要な手続きを行わせるものとし、甲はこれに協力するものとする。

第7条（業務の委託等）

- 1 乙は、SPC をして、本事業に係る各業務のうち実施契約において第三者に委託し又は請け負わせることが禁止されている業務を業務委託先に委託又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、実施契約、募集要項等、要求水準書及び事業提案書に従い、SPC をして、各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託先との間で業務委託契約を締結させ、甲の請求に応じ、速やかに当該契約書の写しを甲に提出させなければならない。

第8条（準備行為）

- 1 乙は、実施契約の締結前にも、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。ただし、運営権設定対象施設内での行為その他甲による本競技場の営業に影響が生じるおそれがあると甲が判断した準備行為を行おうとするときは、乙は、事前

に甲の承認を得なければならない。

- 2 乙は、実施契約の締結後速やかに、前項の準備行為の履行状況等を SPC に対し引き継ぐものとする。

第9条（談合その他の不正行為による実施契約の不締結等）

- 1 甲は、乙が本事業の公募手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本基本協定を解除すること及び実施契約を解除し、又は実施契約を締結しないことができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙のいずれかが独占禁止法第3条の規定に違反し又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙のいずれかに対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本基本協定に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙のいずれかに独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙のいずれかに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に公募手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 乙のいずれか（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (5) 乙のいずれか（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が本基本協定を解除するか否

か、及び実施契約を解除するか否か又は実施契約を締結するか否かにかかわらず、●¹円を違約金としての賠償金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、乙が実施契約の締結前にこれを支払う場合においては、当該金額を2で除した金額を違約金としての賠償金とするものとする。乙が本基本協定を履行した後も、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、乙は、乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、●²円を違約金としての賠償金として支払わなければならない。ただし、乙が実施契約の締結前にこれを支払う場合においては、当該金額を2で除した金額を違約金としての賠償金とするものとする。

(1) 第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

4 前二項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。

5 前三項の場合において、乙は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成企業であった者についても、同様とする。

第10条（暴力団排除に係る実施契約の不締結等）

1 甲は、乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除すること及び実施契約を解除し、又は実施契約を締結しないことができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 法人等の役員等に暴力団員等がいると認められるとき。

(2) 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしているとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

¹ 25億円から事業提案書において優先交渉権者が提案した運営費負担額の2年分の合計額を控除した金額とします。

² 第9条第2項の違約金の金額に1.5を乗じた金額とします。

- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が本基本協定を解除するか否か、及び実施契約を解除するか否か又は実施契約を締結するか否かにかかわらず、●³円を違約金としての賠償金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、乙が実施契約の締結前にこれを支払う場合においては、当該金額を2で除した金額を違約金としての賠償金とするものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。
- 4 前二項の場合において、乙は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成企業であった者についても、同様とする。

第11条（実施契約不調の場合の処理）

- 1 乙の責めに帰すべき事由により、運営開始予定日までに、甲と SPC との間で実施契約が締結に至らなかった場合、以下のとおりとする。
- (1) 既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は、すべて乙が負担する。
- (2) 甲は、乙に対して、違約金としての賠償金として●⁴円を請求することができる。
- (3) 前号の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同号に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。
- (4) 乙は、前各号の賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成企業であった者についても、同様とする。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により、運営開始予定日までに、甲と SPC との間で実施契約が締結に至らなかった場合、甲は、既に乙が本事業の準備行為に要した費用について、合理的な範囲でこれを負担するものとする。
- 3 甲及び乙のいずれの責めにも帰すべからざる事由により、運営開始予定日までに、甲と SPC との間で実施契約が締結に至らなかった場合は、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

³ 25 億円から事業提案書において優先交渉権者が提案した運営費負担額の 2 年分の合計額を控除した金額とします。

⁴ 12 億 5000 万円から事業提案書において優先交渉権者が最少額で提案した年度の運営費負担額の金額を控除した金額とします。

- 4 前各項の規定にかかわらず、第9条第1項又は第10条第1項の規定に従い実施契約が解除され又は実施契約が締結に至らなかった場合には、甲は乙に対し、本基本協定の規定に従い賠償金を請求することができる。

第12条（代表企業の責任）

- 1 代表企業は、実施契約に基づき SPC が甲に対する違約金を負担する義務を負うときは、当該違約金支払債務を連帯して保証するものとする。
- 2 事業期間終了後、SPC が解散等を行う場合において、甲の請求があるときは、代表企業は、実施契約に基づき SPC が甲に対して負担する義務を実施契約の規定に従い免責的に引き受けるものとする。

第13条（秘密保持）

- 1 甲と乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本基本協定に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本基本協定の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本基本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
 - (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
 - (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、本基本協定に関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある甲又は乙若しくは SPC の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある業務委託先、若しくは本事業に関して SPC に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

第14条（協定の変更）

本基本協定は、甲及び乙の書面による合意がなければ、これを変更することがで

きない。

第 15 条（有効期間）

- 1 本基本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本基本協定の締結日から実施契約に定める本事業終了の日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本基本協定の規定に従い、実施契約が解除され又は実施契約が締結に至らなかった場合には、甲又は代表企業が相手方に対して書面で通知することにより、本基本協定の有効期間は終了する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号（ただし、第 2 項の規定に従って又は甲及び乙の合意により、本基本協定の有効期間が終了する場合については第 1 号乃至第 3 号、第 5 号乃至第 7 号に限る。）に掲げる規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。
 - (1) 第 9 条第 2 項から第 5 項まで
 - (2) 第 10 条第 2 項から第 4 項まで
 - (3) 第 11 条
 - (4) 第 12 条
 - (5) 第 13 条
 - (6) 第 17 条
 - (7) 本条

第 16 条（疑義に関する協議）

本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

第 17 条（準拠法及び管轄裁判所）

本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲並びに代表企業及びその他の構成企業がそれぞれ記名押印の上、甲及び代表企業が各1通を保有する。

2024年[●]月[●]日

(甲)

東京都新宿区霞ヶ丘町4番1号
独立行政法人日本スポーツ振興センター
契約担当役
理事長 芦立 訓

(乙) (代表企業)

(構成企業)

(構成企業)

●年●月●日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 【●】殿

出資者保証書

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）並びに優先交渉権者である【代表企業】、【構成企業】及び【構成企業】（以下「当社ら」と総称する。）との間で、2024年【●】月【●】日付けで締結された国立競技場運営事業等基本協定書（以下「本基本協定」という。）に関して、当社らは、本日付けをもって、下記の事項をJSCに対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる用語は、本基本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 SPCが、●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 本日時点におけるSPCの資本金の額及び株主構成等は以下のとおりであること。

SPCの資本金の額 : 【●●●●】円

SPCの発行可能株式総数 : 【●●●●】株

SPCの発行済株式の総数 : 【●●●●】株

出資者（代表企業）

商号【商号】

出資額【●●●●】円

引き受ける株式の総数【●●●●】株

引き受ける株式の種類【●●●●】株式

出資者（構成企業）

商号【商号】

出資額【●●●●】円

引き受ける株式の総数【●●●●】株

引き受ける株式の種類【●●●●】株式

出資者（構成企業）

商号【商号】

出資額【●●●●】円

引き受ける株式の総数【●●●●】株

引き受ける株式の種類【●●●●】株式

- 3 本基本協定第4条第1項第1文に基づく JSC の事前の書面による承認がある場合若しくは同項ただし書きの場合を除き、当社らのうち代表企業である【代表企業】（以下「代表企業」という。）は、SPC の議決権株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、本事業の事業期間中は、本基本協定第4条第7項ただし書きの場合を除き、代表企業を変更しないこと。
- 4 本基本協定第4条第1項第1文に基づく JSC の事前の書面による承認がある場合若しくは同項ただし書きの場合を除き、当社らのうち代表企業でない構成企業である【構成企業】及び【構成企業】は、SPC の議決権株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 5 当社らが保有する SPC の議決権株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者及びその他の議決権株式を保有する者との連名でこの出資者保証書と同じ様式の出資者保証書を JSC に提出すること。
- 6 当社らが保有する SPC の完全無議決権株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者から本基本協定別紙2と同じ様式の誓約書を徴求し JSC に提出すること。
- 7 当社らが保有する SPC の議決権株式又は完全無議決権株式を譲渡する場合、当該譲渡の譲受人は、本基本協定第4条第3項各号に掲げる条件（完全無議決権株式の譲受人については、同項第(2)号を除く条件。以下本項において同じ。）をすべて満たすことを要し、当社らは、自らがかかる譲渡を行う場合には譲受人に係る当該条件を遵守すること。

- 8 当社らを代表又は代理して本基本協定及びこの出資者保証書に署名又は記名押印した者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続きに基づき、各社を代表して本基本協定及びこの出資者保証書に署名又は記名押印する権限を付与されていること。
- 9 当社らは、この出資者保証書に関する事項及び本基本協定に関する情報につき、①当該情報を知る必要のある当社ら又は SPC の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、当社らと同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、②当該情報を知る必要のある業務委託先、若しくは本事業に関して SPC に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、当社らと同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、又は③法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合を除き、JSC の事前の書面による承諾を得ずして第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行又は本事業の実施の目的以外には使用しないこと。ただし、次に掲げる情報を除く。
- (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本基本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
 - (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
 - (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 10 当社らは、この出資保証書の提出時に、JSC が別途指定する様式のコンプライアンス誓約書を作成し、JSC に提出しており、その内容が真実かつ正確であること。

以上

(代表企業)

【代表企業名】

(構成企業)

【構成企業名】

(構成企業)

【構成企業名】

●年●月●日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 【●】殿

誓 約 書

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）並びに優先交渉権者である【代表企業】、【構成企業】及び【構成企業】との間で、2024年[●]月[●]日付けで締結された国立競技場運営事業等基本協定書（以下「本基本協定」という。）に関して、当社は、本日付けをもって、下記の事項をJSCに対して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この誓約書において用いられる用語は、本基本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日時点における当社が保有する SPC の完全無議決権株式の数は●株であること。当社がかかる株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の額は●円であり、払い込み済みであること。
- 2 当社が保有する SPC の完全無議決権株式を譲渡する場合、本基本協定第4条第3項に掲げる条件のうち第(2)号を除くすべての条件を満たすことを要し、また、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し JSC に提出すること。
- 3 当社を代表又は代理してこの誓約書に署名又は記名押印した者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続きに基づき、当社を代表してこの誓約書に署名又は記名押印する権限を付与されていること。
- 4 当社は、この誓約書に関する事項及び本基本協定に関する情報につき、①当該情報を知る必要のある当社又は SPC の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、当社と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、②当該情報を知る必要のある業務委託先、若しくは本事業に関して

SPCに融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、当社と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合、又は③法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合を除き、JSCの事前の書面による承諾を得ずして第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行又は本事業の実施の目的以外には使用しないこと。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本基本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
- (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
- (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

5 当社らは、この誓約書の提出時に、JSCが別途指定する様式のコンプライアンス誓約書を作成し、JSCに提出しており、その内容が真実かつ正確であること。

以上

【企業名】